

堺市公報 第1号	平成29年12月22日発行
 堺市公報	発行
	堺市(総務局行政部法制文書課)
	堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

- 堺市公印規則の一部を改正する規則
 - 【総務局行政部法制文書課】 1
- 堺市会計規則の一部を改正する規則
 - 【会計室出納課】 7

<告示>

- 土壤汚染対策法第11条に基づく形質変更時要届出区域の指定全部解除について
 - 【環境局環境保全部環境対策課】 8

<公告>

- グルメ体験教室平成29年度第4四半期の利用料金の額の承認について
 - 【産業振興局農政部農水産課】 9
- 農用地利用集積計画
 - 【産業振興局農政部農水産課】 10

<人事委員会規則>

- 等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部を改正する規則
 - 【人事委員会事務局】 25

規 則

堺市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年12月22日

堺市長 竹山修身

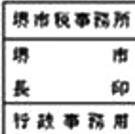
堺市規則第101号

堺市公印規則の一部を改正する規則

堺市公印規則（昭和42年規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の表中

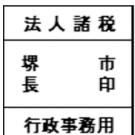
「

堺市税事務所行政事務用市長印	てん書方20		(1) 堺市税事務所において処理する次に掲げる文書 ア 市税の徴収金に係る財産の差押えに関する文書 イ 市税の徴収金に係る交付要求又は参加差押えに関する文書 ウ 差押財産の換価（公売を除く。）処分に関する文書 エ 市税の徴収猶予又は換価猶予に関する文書 オ 固定資産評価審査委員会又は審理員へ提出する弁明書 カ 納税証明書（電子公印を使用する場合における当該使用区分に係る文書を除く。） キ 市税の賦課に関する証明書（電子公印を使用する場合における当該使用区分に係る文書を除く。） ク 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）に基づく住宅用家屋に関する証明書 (2) 堺市税事務所の所管に属する事務に係る照会又は回答に関する文書	堺市税事務所長(1)
市税事務所行政事務用市長印	てん書方20		(1) 市税事務所（堺市税事務所及び固定資産税事務所を除く。以下この項において同じ。）において処理する次に掲げる文書 ア 市税の徴収金に係る財産の差押えに関する文書	中・東・西・南・北・美原市税事務所長（各1）

			<p>イ 市税の徴収金に係る交付要求又は参加差押えに関する文書</p> <p>ウ 差押財産の換価（公売を除く。）処分に関する文書</p> <p>エ 市税の徴収猶予又は換価猶予に関する文書</p> <p>オ 納税証明書（電子公印を使用する場合における当該使用区分に係る文書を除く。）</p> <p>カ 市税の賦課に関する証明書（電子公印を使用する場合における当該使用区分に係る文書を除く。）</p> <p>キ 審理員へ提出する弁明書</p> <p>(2) 市税事務所の所管に属する事務に係る照会又は回答に関する文書</p>	
固定資産税事務所行 政事務用市長印	てん書 方 20		<p>(1) 固定資産税事務所において処理する次に掲げる文書</p> <p>ア 固定資産評価審査委員会又は審理員へ提出する弁明書</p> <p>イ 市税の賦課に関する証明書（電子公印を使用する場合における当該使用区分に係る文書を除く。）</p> <p>ウ 租税特別措置法施行令に基づく住宅用家屋に関する証明書</p> <p>(2) 固定資産税事務所の所管に属する事務に係る照会又は回答に関する文書</p>	固定資產 税事務所 長(1)
課税事務用市長印	てん書 方 20		<p>(1) 国民健康保険料等の算定に係る市民税等の課税に関する回答文書</p> <p>(2) 市民税管理課又は資産税管理課において処理する審理員</p>	市民税 管理課 長(1) 資産税 管理課

			～提出する弁明書 (3) 市民税管理課又は資産税管理課の所管に属する事務に係る照会又は回答に関する文書	長(1)
市税徵 收事務 用市長 印	てん書 方20		(1) 収税課において処理する次に掲げる文書 ア 市税の徵収金に係る財産の差押えに関する文書 イ 市税の徵収金に係る交付要求又は参加差押えに関する文書 ウ 差押財産の換価処分に関する文書 エ 市税の徵収猶予又は換価猶予に関する文書 オ 納税証明書(本市の入札の用に供するものに限る。) カ 審理員へ提出する弁明書 (2) 収税課の所管に属する事務に係る照会又は回答に関する文書	収税課 長(1)

」

「	税務運 営行政 事務用 市長印	てん書 方20		(1) 法人諸税課において処理する次に掲げる文書 ア 審理員へ提出する弁明書 イ 市税の減免非該当に関する通知文書 ウ 軽自動車税納税通知書(公印の印影の印刷に使用する場合における当該使用区分に係る文書を除く。)	法人諸税 課長(1)
	法人諸 税行政 事務用 市長印	てん書 方20			

			(2) 法人諸税課の所管に属する事務に係る照会又は回答に関する文書	
市民税行政事務用市長印	てん書方20	市民税 堺市長印 行政事務用	(1) 市民税課において処理する次に掲げる文書 ア 国民健康保険料等の算定に係る市民税等の課税に関する回答文書 イ 審理員へ提出する弁明書 ウ 市税の減免非該当に関する通知文書 エ 市税の賦課に関する証明書(電子公印を使用する場合における当該使用区分に係る文書を除く。) (2) 市民税課の所管に属する事務に係る照会又は回答に関する文書	市民税課長(1)
固定資産税行政事務用市長印	てん書方20	固定資産税 堺市長印 行政事務用	(1) 固定資産税課において処理する次に掲げる文書 ア 固定資産評価審査委員会又は審理員へ提出する弁明書 イ 市税の減免非該当に関する通知文書 ウ 市税の賦課に関する証明書(電子公印を使用する場合における当該使用区分に係る文書を除く。) エ 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)に基づく住宅用家屋に関する証明書 (2) 固定資産税課の所管に属する事務に係る照会又は回答に関する文書	固定資産税課長(1)
納稅行政事務用市長	てん書方20	納稅 堺市長印 行政事務用	(1) 納稅課において処理する次に掲げる文書 ア 市税の徴収金に係る財産の	納稅課長(1)

印			<p>差押えに関する文書</p> <p>イ 市税の徴収金に係る交付 要求又は参加差押えに関する文書</p> <p>ウ 差押財産の換価処分に関する文書</p> <p>エ 市税の徴収猶予又は換価 猶予に関する文書</p> <p>オ 審理員へ提出する弁明書</p> <p>カ 市税の延滞金の減免非該 当に関する通知文書</p> <p>キ 金融機関等への財産調査 に関する文書</p> <p>ク 納税証明書（電子公印又 は公印の印影の印刷に使用 する場合における当該使用 区分に係る文書を除く。）</p> <p>ケ 相続財産管理人選任申立 に関する保管金提出書</p> <p>コ 貯金払戻証書</p> <p>(2) 納税課の所管に属する事務 に係る照会又は回答に関する 文書</p>				
税務サービス行政事務用市長印	てん書方20	<table border="1"> <tr> <td>税務サービス</td> </tr> <tr> <td>堺市印</td> </tr> <tr> <td>行政事務用</td> </tr> </table>	税務サービス	堺市印	行政事務用	<p>(1) 税務サービス課において処理する次に掲げる文書</p> <p>ア 市税の賦課に関する証明書（電子公印を使用する場合における当該使用区分に係る文書を除く。）</p> <p>イ 納税証明書（電子公印又は公印の印影の印刷に使用する場合における当該使用区分に係る文書を除く。）</p> <p>ウ 租税特別措置法施行令に基づく住宅用家屋に関する証明書</p> <p>エ 国民健康保険料等の算定に係る市民税等の課税に関する回答文書</p>	税務サービス課長 (1)
税務サービス							
堺市印							
行政事務用							

		(2) 税務サービス課の所管に属する事務に係る照会又は回答に関する文書	
--	--	-------------------------------------	--

】

改め、同表区役所市民行政事務用市長印の項使用区分の欄第1号に次のように加える。

エ　納税証明書

オ　市税の賦課に関する証明書

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

~~~~~

堺市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年12月22日

堺市長 竹山修身

堺市規則第102号

#### 堺市会計規則の一部を改正する規則

堺市会計規則（平成19年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項、第24条第1項及び第38条第2項中「税政課長」を「税制課長」に改める。

別表第1の6の項及び7の項を次のように改める。

|   |                    |   |   |
|---|--------------------|---|---|
| 6 | 税務サービス課（美原区役所市税窓口） | 〃 | 1 |
| 7 | 美原区役所保険年金課         | 〃 | 1 |

別表第1の21の項を次のように改める。

|    |     |    |   |
|----|-----|----|---|
| 21 | 納税課 | 課長 | 1 |
|----|-----|----|---|

別表第1の97の項及び98の項を次のように改める。

|    |                   |   |   |
|----|-------------------|---|---|
| 97 | 税務サービス課（中区役所市税窓口） | 〃 | 1 |
| 98 | 中区役所保険年金課         | 〃 | 1 |

別表第1の120の項及び121の項を次のように改める。

|     |                   |   |   |
|-----|-------------------|---|---|
| 120 | 税務サービス課（南区役所市税窓口） | 〃 | 1 |
| 121 | 南区役所保険年金課         | 〃 | 1 |

別表第1の124の項及び125の項を次のように改める。

|     |                   |   |   |
|-----|-------------------|---|---|
| 124 | 税務サービス課（西区役所市税窓口） | 〃 | 1 |
|-----|-------------------|---|---|

|     |           |   |   |
|-----|-----------|---|---|
| 125 | 西区役所保険年金課 | 〃 | 1 |
|-----|-----------|---|---|

別表第1の133の項及び134の項を次のように改める。

|     |                   |   |   |
|-----|-------------------|---|---|
| 133 | 税務サービス課（東区役所市税窓口） | 〃 | 1 |
| 134 | 東区役所保険年金課         | 〃 | 1 |

別表第1の171の項を次のように改める。

|     |                   |    |   |
|-----|-------------------|----|---|
| 171 | 税務サービス課（堺区役所市税窓口） | 課長 | 1 |
|-----|-------------------|----|---|

別表第1の178の項及び179の項を次のように改める。

|     |                   |   |   |
|-----|-------------------|---|---|
| 178 | 税務サービス課（北区役所市税窓口） | 〃 | 1 |
| 179 | 北区役所保険年金課         | 〃 | 1 |

別表第1の235の項及び236の項を次のように改める。

|     |        |   |   |
|-----|--------|---|---|
| 235 | 固定資産税課 | 〃 | 1 |
| 236 | 交通政策課  | 〃 | 1 |

別表第1に次のように加える。

|     |       |   |   |
|-----|-------|---|---|
| 239 | 税務運営課 | 〃 | 1 |
| 240 | 法人諸税課 | 〃 | 1 |
| 241 | 市民税課  | 〃 | 1 |

## 附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

## 告 示

### 堺市告示第435号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項に基づき、平成29年堺市告示第94号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項に基づき、次のとおり告示する。

平成29年12月22日

堺市長 竹山修身

#### 1 指定解除する形質変更時要届出区域

堺市堺区石津北町12番1、12番2、18番1、18番2の各々の一部

- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称  
砒素及びその化合物  
ふつ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

公 告

堺市公告第1041号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、次とおり堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金を定めたので、公告する。

平成29年12月22日

堺市長 竹山修身

堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室平成29年度第4四半期の利用料金

|                          |        |         |
|--------------------------|--------|---------|
| 1 簡単に作れるパン＆バター教室         | 1,000円 | 通年      |
| 2 メロンパン教室                | 1,100円 | 通年      |
| 3 ソーセージ教室                | 1,400円 | 通年      |
| 4 バター作り教室                | 500円   | 通年      |
| 5 春を告げる和菓子教室(ねりきり三種・抹茶付) | 1,300円 | 1・2月度   |
| 6 チョコブラウニータルト教室          | 1,300円 | 1・2月度   |
| 7 いちごコラボ いちごロールケーキ教室     | 2,000円 | 1・2月度   |
| 8 いちごコラボ いちご大福教室         | 1,800円 | 1・2・3月度 |
| 9 いちご大福教室                | 1,300円 | 1・2・3月度 |
| 10 いちごのカップケーキ教室          | 1,200円 | 1・2・3月度 |
| 11 いちごアイス教室              | 900円   | 3月度     |
| 12 いちごメロンパン教室            | 1,300円 | 3月度     |
| 13 いちごコラボ いちごタルト教室       | 2,000円 | 3月度     |

~~~~~  
堺市公告第1042号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のように
おり公告する。

平成29年12月22日

堺市長 竹山修身

平成29年度 第9号

農用地利用集積計画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

平成29年12月7日

堺 市

1 利用権設定各箇明細

利用権の設定を受ける者(借り手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)				設定する利用権			
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
松原市東新町3丁目3-18	有限会社愛あーる 代表取締役山藤慶二	北区野川町	257	田	1256	松原市舟町2丁目249	田中 幸子	使用貸借による権利	烟として利用	平成30年1月1日	平成32年12月31日	-	-
堺市中区深井水池町2859番地6	谷川 幸司	中区陶器北	31	畑	1051	堺市南区土佐屋台134番地	大見 和美	使用貸借による権利	烟として利用	平成30年1月1日	平成32年12月31日	-	-
堺市北区金剛町2丁64番地1	芝尾 栄典	北区金剛町	2515-1	田	1021	堺市北区金剛町2035番地1	居誠 淳子	使用貸借による権利	田として利用	平成30年1月1日	平成32年12月31日	-	-
堺市南区富藏237番地17	北尾 賢	南区豊田	964-1	田	419	堺市堺区富砂町2丁47番地1	阪田 光輔	使用貸借による権利	田として利用	平成30年1月1日	平成32年12月31日	-	-
		南区豊田	964-5	田	446								
		南区豊田	963-3	田	538	堺市堺区富砂町2丁47番地1	阪田 真英 阪田 美子	使用貸借による権利	田として利用	平成30年1月1日	平成32年12月31日	-	-
堺市東区高松486番地	谷 好勝	東区北野田	756	田	1,680のうち 1,570	堺市中区土階町12240番地 東京都世田谷区玉川1丁目15番3-405	中辻 忠行 中辻 邦代	使用貸借による権利	田として利用	平成30年1月1日	平成32年12月31日	-	-
堺市中区深坂2丁番45号	小西 宏幸	中区辻之	1383-1	田	1126	堺市中区辻之2番地	土山 和英	使用貸借による権利	田として利用	平成30年1月1日	平成32年12月31日	-	-
		中区辻之	1385-1	田	700								
		中区辻之	2017	田	2573								

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する者(貸手)				利用権を設定する者(貸手)				設定する利用権			
住所	氏名	所在	地番	現況 目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
東行東区高松4-86	谷 好勝	美原区阿弥	248-1	田	717	堺市美原区北余部174	山田 理子	使用貸借による権利	使用貸借による権利	平成30年1月1日	平成32年12月31日	-	-
東行中区深井水池町2859番地6	谷川 幸司	中区深井水池町	48-1	畠	827	堺市西区鳳西町1丁69-11	尾松 麗子 尾松 義弘	使用貸借による権利	使用貸借による権利	平成30年1月1日	平成32年12月31日	-	-
		中区深井水池町	48-3	畠	835								
東南郡熊取町朝代西4-12-4	沖田 大作	中区深井水池町	59-1	畠	801	堺市中区深井水池町267番地1	山本 豊輝	使用貸借による権利	使用貸借による権利	平成30年1月1日	平成32年12月31日	-	-
		中区深井水池町	59-4	畠	801	堺市中区深井水池町272番地1	山本 伸治	使用貸借による権利	使用貸借による権利	平成30年1月1日	平成32年12月31日	-	-
東行北区金剛町2269番地4	加藤 敏	東区石原町3丁	84	田	1358	堺市北区金剛町3丁03番地5	武沼 豊	使用貸借による権利	使用貸借による権利	平成30年1月1日	平成32年12月31日	-	-
東行南区竹城台1丁2番9-310号	相馬 努	西区太平寺	365-1	田	946	堺市南区竹城台57番地	中井 博	賃借権	賃借権	平成30年2月1日	平成32年1月31日	10,000	毎年年末まで(見込人)~持参
		西区太平寺	365-3	田	0.07								
大阪市中央区南本町二丁目1番8号	一般財團法人 大阪府みどり公社	中区上之	2039	田	1405	堺市中区陶器北1丁519番地	石川 浩	使用貸借による権利	使用貸借による権利	平成30年2月1日	平成33年1月31日	-	-
		中区陶器北	2142	田	1036	堺市中区福田649番地1	高橋 典子	使用貸借による権利	使用貸借による権利	平成30年2月1日	平成33年1月31日	-	-
		中区陶器北	612-1	田	634	堺市中区陶器北559番地	村田 省吾	使用貸借による権利	使用貸借による権利	平成30年2月1日	平成33年1月31日	-	-
		中区陶器北	613-1	田	1246								

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する者(貸手)				利用権を設定する者(貸手)				設定する利用権			
住所	氏名	所在	地番	現況 目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
大阪市中央区南本町二丁目1番8号	一般財團法人 大阪府みどり公社	中区辻之	2026	田	1332	堺市中区辻之1297番地	川北 潔	使用貸借による権利	使用貸借による権利	平成30年2月1日	平成35年1月31日	-	-
		中区辻之	2024	田	332	滋賀県草津市笠山2丁目5番322号	川北 聰	使用貸借による権利	使用貸借による権利	平成30年2月1日	平成35年1月31日	-	-
		中区辻之	2025	田	224	愛知県豊川市赤坂台126番地	川北 謙	使用貸借による権利	使用貸借による権利	平成30年2月1日	平成35年1月31日	-	-
		中区陶器北	2105	田	1200	堺市中区陶器北239番地	西野 稔雄 川上 文子	使用貸借による権利	使用貸借による権利	平成30年2月1日	平成35年1月31日	-	-
		中区陶器北	2106	田	924								
		中区陶器北	2152	田	8070のうち531								
		中区陶器北	2158	田	415								
		中区陶器北	2159	田	190								
堺市南区金華160	山本 和美	南区富藏	3622	畠	470	堺市南区茶山台3丁39-4 堺市南区難波町32丁39-8-210 堺市南区茶山台3丁39-4	吉房 多美枝 吉房 宏 吉房 寛子	使用貸借による権利	使用貸借による権利	平成30年1月1日	平成32年12月31日	-	-
		南区富藏	3623	畠	821	堺市南区茶山台3丁39-4 堺市南区伊勢原住居木2丁目19-14 堺市南区茶山台3丁39-4	吉房 優子 吉房 鶴子 吉房 寛子						
		11名		筆	27,860.07		28名						

賃 貸 借**2 共通事項（利用権設定関係）**

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業灾害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

使用貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

法18-2-6

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

（2）解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

（3）利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下、「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

（4）転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

（5）修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

（6）租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

（7）目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は（3）により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代價を請求してはならない。

（8）利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

（9）利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用し

なければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させこととなった場合には、貸借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させこととなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用賃借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 励告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用賃借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかつたとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。但し、賃借開始から5年間は据え置く。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができることとする。

(6) 借賃の減額

利用権の目的物が農地の場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法（昭和27年法律第229号）第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地の利用権設定の始期までに、自己の費用をもつて現地において隣地との境界について合意を得ておく。

(8) 負担の除去

甲は、当該土地の利用権設定の始期までに、乙の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行つてはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、

乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるとところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 利用権の解約・解除

ア 甲及び乙は、利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途により解約しようとする場

合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができると見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となつたときは、大阪府知事の承認を受けて、利用権を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する 支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について 甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
賦課金・水利費	地権者が負担する。	

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。但し、賃借開始から5年間は据え置く。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借賃の減額

利用権の目的物が農地の場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法（昭和27年法律第229号）第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地の利用権設定の始期までに、自己の費用をもつて現地において隣地との境界について合意を得ておく。

(8) 負担の除去

甲は、当該土地の利用権設定の始期までに、乙の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行つてはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担

（10）租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 利用権の解約・解除
 ア 甲及び乙は、利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとすると
 合は、相手方の同意を得るものとする。
 イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるととき、又は、災害その他の事由により農用地等として
 の利用を継続することが著しく困難となつときは、大阪府知事の承認を受けて、利用権を解除することができます。

(12) 当該土地の返還
 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 利用権に関する事項の変更の禁止
 甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務
 乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他
 この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について 甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
賦課金・水利費	転借人が負担する。	

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。但し、賃借開始から5年間は据え置く。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借賃の減額

利用権の目的物が農地の場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法（昭和27年法律第229号）第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地の利用権設定の始期までに、自己の費用をもつて現地において隣地との境界について合意を得ておく。

(8) 負担の除去

甲は、当該土地の利用権設定の始期までに、乙の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行つてはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担

（10）租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるとこどによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 利用権の解約・解除

ア 甲及び乙は、利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途に解約しようとする場合

23

合は、相手方の同意を得るものとする。
 イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができると見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となつたときは、大阪府知事の承認を受けて、利用権を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に對し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する 支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について 甲の償還すべき額及び方法	備 考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備 考
賦課金・水利費	<ul style="list-style-type: none"> • 2105番、2106番は地権者が負担する。 • 2152番、2158番、2159番は転借人が負担する。 	

人事委員会規則

等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年12月22日

堺市人事委員会

委員長 南 輝 雄

堺市人事委員会規則第12号

等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部を改正する規則

等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則（平成28年人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

「東京事務所次長の職務

別表の1の項の表中 市税事務所長の職務 を「東京事務所次長の職務」に、
固定資産税事務所長の職務」

「危機管理室長の職務」を 「危機管理室長の職務」 に改める。
市税事務所長の職務」

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。